

「弁護士による消費生活法律授業」実施要領

1 趣旨

消費生活を取り巻く問題が複雑・多様化している中、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の情報通信機器の普及に伴う悪質商法被害の増加、繁華街でのキャッチセールス等の横行、安易なクレジットカードの使用による多重債務など、社会経験が少ない若年層の消費者被害の割合は依然として高いものとなっている。

そこで、消費者問題に詳しい弁護士を各学校に派遣し、法的解釈を交えて消費者トラブルの問題点や被害救済の方法、トラブルに巻き込まれないための心構えなどを授業形式で説明することで、社会に出た際に自立した消費者として行動できる若者を育むと共に、消費者被害の未然防止を図るもの。

2 主催

宮城県

3 対象

県内の高等学校、専門学校、大学等

4 講師

宮城県が仙台弁護士会に依頼する。

5 授業内容

消費者被害の具体的事例を中心に、その背景、構造、法律上の問題点、訴訟上の争点、被害回復の方法等を専門的な視点から分かりやすく解説する。

6 授業テーマ

契約全般、悪質商法、インターネット・携帯電話のトラブル、振込め詐欺、ヤミ金・多重債務、クレジットトラブル 成年年齢の引き下げ ほか

7 開催時間

原則として1時間30分以内とする。ただし、各校の事情を勘案し宮城県が開催時間を決定するものとする。

8 謝金

講師を務めた弁護士には、開催時間1時間当たり9,000円(税込み)の謝金を宮城県が支払うものとする。ただし、開催時間が1時間に満たないときは1時間に切り上げ、1時間を超えるときは端数を30分単位で切り上げる。30分単位の支払額は、1時間当たりの額の2分の1とする。

9 費用弁償等

講師を務めた弁護士には、宮城県が職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)に基づき費用を弁償する。費用弁償は、行政職給料表6級待遇とする。

10 申込方法

法律授業の開催を希望する学校等は、「弁護士による消費生活法律授業申込書」により、下記13の事務局に申し込むものとする。

11 申込期限

開催希望日の1か月前まで

12 報告

法律授業を申し込んだ学校等は、法律授業開催後に「弁護士による消費生活法律授業実施報告書」により、下記事務局に報告するものとする。

13 事務局

宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2524

FAX：022-211-2959

メール：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp